

# 那霸市公報

号外第728号  
毎月2回 1, 15日発行  
発 行 所  
那霸市泉崎1丁目1番1号  
那霸市総務部総務課

## 目 次

### ◇条 例◇

○那霸市空家等の適切な管理及び対策の推進に関する条例（総務課）	4202
○那霸市税条例等の一部を改正する条例（納税課）	4205
○那霸市立学校設置条例及び那霸市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例（こども政策課）	4235
○那霸市下水道条例の一部を改正する条例（上下水道局 総務課）	4238
○証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	4242
○那霸市火災予防条例の一部を改正する条例（消防局 予防課）	4244
○那霸市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（人事課）	4246
○那霸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（国民健康保険課）	4250
○那霸市印鑑条例の一部を改正する条例（ハイサイ市民課）	4253
○那霸市水道給水条例の一部を改正する条例（上下水道局 総務課）	4256
○那霸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（ちやーがんじゅう課）	4262
○那霸市手数料条例の一部を改正する条例（ちやーがんじゅう課）	4299
○那霸市住民基本台帳カード利用条例を廃止する条例（ハイサイ市民課）	4304

条 例

那霸市条例第47号  
平成28年12月28日

那霸市空家等の適切な管理及び対策の推進に関する条例をここに公布する。

那霸市長 城間幹子

## 那覇市空家等の適切な管理及び対策の推進に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に定めるもののほか、空家等の適切な管理及び対策の推進に必要な事項を定めることにより、地域住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、地域住民の生活環境の保全を図り、もって安全・安心なまちづくりに寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市民
- (2) 市内に通勤又は通学をする者
- (3) 市内に土地又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号の建築物を所有し、又は管理する者
- (4) 自治会その他の地域住民が組織する団体
- (5) 市内で事業活動を行う法人その他の団体

### (基本理念)

第3条 空家等に関する対策は、市及び市民等の協働により推進されなければならない。

### (市の責務)

第4条 市は、第7条の空家等対策計画に基づき、空家等に関する対策を実施するために必要な体制を整備し、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

### (所有者等の責務)

第5条 空家等の所有者等は、その所有し、又は管理する空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切な管理に努めるとともに、特定空家等の状態にならないよう適切な管理を行わなければならない。

2 空家等の所有者等は、空家等を有効に活用するよう努めるものとする。

### (市民等の役割)

第6条 市民等は、市が実施する空家等に関する対策に協力するよう努めるものとする。

2 市民等は、適切な管理が行われていない空家等と推測されるものを発見したときは、その情報を市に提供するよう努めるものとする。

(空家等対策計画)

第7条 市は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第6条第1項の規定により空家等対策計画を定めるものとする。

(緊急安全措置)

第8条 市長は、適切な管理が行われていない空家等に倒壊、崩落その他の著しい危険が切迫し、これにより人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるときは、その危害を予防し、又はその拡大を防ぐため、必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じた場合は、当該措置に係る空家等の所有者等に通知(所有者等又はその連絡先を確知することができないときにあっては、公告)をするものとする。

3 市長は、第1項の措置を講じた場合は、当該措置に要した費用を当該措置に係る空家等の所有者等から徴収することができる。

(報告の徴収)

第9条 市長は、法第9条第1項の調査として、空家等の所有者等に対し、空家等の使用及び管理の状況について報告を求めることができる。

(立入調査)

第10条 市長は、法第9条第2項の規定による立入調査のほか、第8条の規定の施行に必要な限度において、市長が指定する職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

2 前項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(関係機関への協力要請)

第11条 市長は、法及びこの条例の施行のため必要があると認めるときは、国、沖縄県、警察その他の関係機関に協力を要請しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

---

那覇市条例第48号  
平成28年12月28日

那覇市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城間幹子

## 那覇市税条例等の一部を改正する条例

(那覇市税条例の一部改正)

第1条 那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(担保を徴する必要がない場合)</p> <p>第12条 法<u>第16条第1項に規定する</u>条例で定める場合は、<u>次に掲げる</u>場合とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(納期限後に納付し<u>又は</u>納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第83条第2項若しくは第3項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第119条第1項、第120条の12第3項又は第129条第1項若しくは第2項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の<u>延長</u>のあつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号及び第2号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、<u>当該各号</u>に掲げる期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p>	<p>(担保を徴する必要がない場合)</p> <p>第12条 法<u>第16条第1項ただし書の</u>条例で定める場合は、<u>次の各号のいづれかに該当する</u>場合とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(納期限後に納付し、<u>又は</u>納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第83条第2項若しくは第3項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第119条第1項、第120条の12第3項又は第129条第1項若しくは第2項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の<u>延長</u>があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、<u>第2号及び第5号</u>において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、<u>第1号から第4号までに</u>掲げる期間並びに<u>第5号及び第6号に定める日までの期間</u>については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p>

(2) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)、第98条第1項若しくは第2項の申告書、第119条第1項の申告書又は第129条第1項若しくは第2項の申告書に係る税額(第4号に係る税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、第98条第1項若しくは第2項の申告書、第119条第1項の申告書又は第129条第1項若しくは第2項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4) [略]

(市民税の納稅義務者等)

第23条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によって、第5号の者に対しては法人税割額によって課する。

(1) [略]

(2) 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者

(2) 第98条第1項若しくは第2項の申告書、第119条第1項の申告書又は第129条第1項若しくは第2項の申告書に係る税額(第4号に係る税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第98条第1項若しくは第2項の申告書、第119条第1項の申告書又は第129条第1項若しくは第2項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4) [略]

(5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

(市民税の納稅義務者等)

第23条 [略]

(1) [略]

(2) 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないも

	の	
(3) [略]	(3) [略]	
(4) 市内に寮、宿泊所、クラブ、その他これらに類する施設(以下「寮等」という。)を有する法人で当該市内に事務所又は事業所を有しないもの	(4) 市内に寮、宿泊所、クラブ、その他これらに類する施設(以下「寮等」という。)を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの	
(5) [略]	(5) [略]	
2~3 [略]	2~3 [略]	
(市民税の申告)	(市民税の申告)	
第36条の2 [略]	第36条の2 [略]	
1~7 [略]	1~7 [略]	
8 <u>市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</u>	8 <u>新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者は、当該該当することとなった日から1月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。申告した事項に異動を生じた場合も、同様とする。</u>	
(普通徴収に係る個人の市民税の賦課後の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)	(普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)	
第43条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定によって閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合には、既に第35条第1号ただし書若しくは第2号又は第36条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課され	第43条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定により閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合には、既に第35条第1号ただし書若しくは第2号又は第36条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきで	

るべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分(以下次項において「不足税額」と総称する。)を追徴する。

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第40条の各納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

3 所得税の納税義務者が修正申告書(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。)を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。)をしたことに基にして、第40条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から第1項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

あった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分(以下この条において「不足税額」という。)を追徴する。

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第40条の各納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項及び第4項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

3 所得税の納税義務者が修正申告書(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。)を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。)をしたことに基にして、第40条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から同項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税

務官署が所得税の更正(納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)をしたとき(國の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(法人の市民税の申告納付)

第48条 [略]

2 [略]

3 法第321条の8第22項の申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1

(法人の市民税の申告納付)

第48条 [略]

2 [略]

3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係

項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付書によって納付しなければならない。

4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付書によって納付しなければならない。

4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

5 第3項の場合において、法第321条の8第2項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項にお

いて「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

## 5~6 [略]

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

## 第50条 [略]

2 前項の場合においては、その不足税額に

## 6~7 [略]

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

## 第50条 [略]

2 前項の場合においては、その不足税額に

法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額についても同条第1項、第2項又は第4項の納期限によるものとする。なお、納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと)による更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)による更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- 4 第2項の場合において、法第321条の8第2

2項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときによる。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を滞納金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

(市民税の減免)

第51条 [略]

(市民税の減免)

第51条 [略]

<p>2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに<u>次に</u>掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を<u>添付して</u>市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 減免を受けようとする理由</p> <p>3 [略]</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第71条 [略]</p> <p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、<u>次に</u>掲げる事項を記載した申請書に<u>その</u>減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(軽自動車税の税率)</p> <p>第82条 軽自動車税の税率は、<u>次の各号に掲げる</u>軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>二輪</u>のもので、総排気量が0.05リットルを超えるもの又は定格出力が0.6キロワットを超えるもの 年額 2,000円</p> <p>ウ <u>二輪</u>のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>エ <u>三輪</u>以上のもの(車室を備えず、かつ輪距(2以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及</p>	<p>2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、<u>次に</u>掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を<u>添付し、これを</u>市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 減免を受けようとする事由</p> <p>3 [略]</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第71条 [略]</p> <p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、<u>次に</u>掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、<u>これを</u>市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(軽自動車税の税率)</p> <p>第82条 <u>次の各号に掲げる</u>軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>2輪</u>のもので、総排気量が0.05リットルを超えるもの又は定格出力が0.6キロワットを超えるもの 年額 2,000円</p> <p>ウ <u>2輪</u>のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>エ <u>3輪</u>以上のもの(車室を備えず、かつ輪距(2以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及</p>
---	---

び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

## (2) 軽自動車及び小型特殊自動車

## ア 軽自動車

二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

三輪のもの 年額 3,900円

四輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

## イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円

(3) 二輪の小型自動車 年額 6,000円

(軽自動車税の減免)

第89条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等について、その軽自動車等の所有者等に対して課する軽自動車税を減免することができる。

(1) 公益のため直接専用するものと市長が認める軽自動車等

(2) 天災その他特別の事情により市長が特に必要と認める者が所有し、又は使用する軽自動車等

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、

び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

## (2) [略]

## ア [略]

(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

(a) 営業用 年額 6,900円

(b) 自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

(a) 営業用 年額 3,800円

(b) 自家用 年額 5,000円

## イ [略]

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

(3) 2輪の小型自動車 年額 6,000円

(軽自動車税の減免)

第89条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

(1) 公益のため直接専用する軽自動車等

(2) 生活保護法の規定による保護を受ける者が所有する軽自動車等

(3) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により被害を受けた者が所有する軽自動車等

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、

<p>当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び<u>次の各号</u>に掲げる事項を記載した申請書に減免を<u>必要とする事由</u>を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>3 [略] (<u>身体障害者等</u>に対する軽自動車税の減免)</p> <p>第90条 市長は、<u>次の各号</u>に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。</p> <p>(1) 身体に<u>障害</u>を有し歩行が困難な者（以下「<u>身体障害者</u>」という。）又は精神に<u>障害</u>を有し歩行が困難な者（以下「<u>精神障害者</u>」という。）が所有する軽自動車等（<u>身体障害者</u>又は<u>精神障害者</u>と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該<u>身体障害者</u>、当該<u>身体障害者</u>若しくは<u>精神障害者</u>（以下「<u>身体障害者等</u>」という。）のために当該<u>身体障害者等</u>と生計を一にする者又は当該<u>身体障害者等</u>（<u>身体障害者等</u>のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該<u>身体障害者等</u>（<u>身体障害者等</u>のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するものうち、<u>市長が必要と認めるもの</u>（1台に限る。）</p> <p>(2) その構造が専ら<u>身体障害者等</u>の利用に供するためのものである軽自動車等</p> <p>2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、<u>身体障害者福祉法</u>（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された<u>身体障害者手帳</u>（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けて</p>	<p>当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び<u>次に</u>掲げる事項を記載した申請書に減免を<u>受けようとする事由</u>を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>減免を受けようとする事由</u></p> <p>3 [略] (<u>身体障がい者等</u>に対する軽自動車税の減免)</p> <p>第90条 市長は、<u>次に</u>掲げる軽自動車等のうち<u>必要と認めるもの</u>に対しては、軽自動車税を減免する。</p> <p>(1) 身体に<u>障がい</u>を有し歩行が困難な者（以下「<u>身体障がい者</u>」という。）又は精神に<u>障がい</u>を有し歩行が困難な者（以下「<u>精神障がい者</u>」という。）が所有する軽自動車等（<u>身体障がい者</u>又は<u>精神障がい者</u>（以下「<u>身体障がい者等</u>」という。）と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該<u>身体障がい者</u>、当該<u>身体障がい者等</u>のために当該<u>身体障がい者等</u>と生計を一にする者又は当該<u>身体障がい者等</u>（<u>身体障がい者等</u>のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該<u>身体障がい者等</u>（<u>身体障がい者等</u>のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するものうち、<u>市長が必要と認めるもの</u>（1台に限る。）</p> <p>(2) その構造が専ら<u>身体障がい者等</u>の利用に供するためのものである軽自動車等</p> <p>2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、<u>身体障害者福祉法</u>（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された<u>身体障害者手帳</u>（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けて</p>
---	---

いる者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等)のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

- (1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあっては、氏名及び住所)並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係
- (2) 身体障害者等の氏名及び住所
- (3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係
- (4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度
- (5)～(6) [略]

3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合に

いる者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障がい者又は身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等(身体障がい者等)のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを提出しなければならない。

- (1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあっては、氏名及び住所)並びに減免を受ける者が身体障がい者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障がい者等との関係
- (2) 身体障がい者等の氏名及び住所
- (3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障がい者等との関係
- (4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障がい名及び障がいの程度
- (5)～(6) [略]

3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合に

は、当該書類の提出)をするとともに、第89条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 [略]

(特別土地保有税の減免)

第119条の3 [略]

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

3 [略]

(事業所税の納税義務者等)

第121条 事業所税は、事業所等において法人又は個人の行う事業に対し、当該事業を行う者に資産割額及び従業者割額の合算額によって課する。

2 特殊関係者(法第701条の32第2項に規定する特殊関係者をいう。)を有する者がある場合において、当該特殊関係者が行う事業について、令第56条の21第2項に規定する事情があるときは、事業所税の賦課徴収については、当該事業は、その者及び当該特殊関係者の共同事業とみなす。

3 [略]

(事業所税の申告納付)

第129条 事業所等において法人が行う事業に対して課する事業所税の納税義務者は、各事業年度終了の日から2月以内(外国法人が第122条に規定する納税管理人の申告をしないで法の施行地に事業所等を有しないこととなる場合には、当該事業年度終了の日から2月を経過した日の前日と当該事業所等を有しないこととなる日とのいずれか早い日まで)に、当該各

は、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 [略]

(特別土地保有税の減免)

第119条の3 [略]

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

3 [略]

(事業所税の納税義務者等)

第121条 事業所税は、事務所又は事業所(以下この節において「事業所等」という。)において法人又は個人の行う事業に対し、当該事業を行う者に資産割額及び従業者割額の合算額によって課する。

2 特殊関係者(法第701条の32第2項に規定する特殊関係者をいう。以下この項において同じ。)を有する者がある場合において、当該特殊関係者が行う事業について、令第56条の21第2項に規定する事情があるときは、事業所税の賦課徴収については、当該事業は、その者及び当該特殊関係者の共同事業とみなす。

3 [略]

(事業所税の申告納付)

第129条 事業所等において法人が行う事業に対して課する事業所税の納税義務者は、各事業年度終了の日から2月以内(外国法人法の施行地に本店又は主たる事業所等を有しない法人をいう。が第122条第1項の納税管理人を定めないで法の施行地に事業所等を有しないこととなる場合(同条第2項前段の認定を受けた場合を除く。)には、当該事業年度終了の日か

事業年度に係る事業所税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

2～4 [略]

(事業所税の減免)

第133条 [略]

2 前項の規定によって事業所税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 住所及び氏名又は名称

(2)～(3) [略]

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長において必要があると認める事項

3 [略]

付 則

第2条 削除

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

ら2月を経過した日の前日と当該事業所等を有しないこととなる日とのいずれか早い日まで)に、当該各事業年度に係る事業所税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

2～4 [略]

(事業所税の減免)

第133条 [略]

2 前項の規定によって事業所税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 納稅義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(3) [略]

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長において必要があると認める事項

3 [略]

付 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第2条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 [略]

2~5 [略]

6~7 [略]

8~10 [略]

11 [略]

(軽自動車税の税率の特例)

第12条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	[略]
	6,900円	

第6条の2 [略]

2~5 [略]

6 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

7~8 [略]

9 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

14~16 [略]

17 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。

18 [略]

(軽自動車税の税率の特例)

第12条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	[略]
第2号ア(ウ)a(a)	6,900円	

10,800円
3,800円
5,000円

第2号ア(ウ)a(b)	10,800円
第2号ア(ウ)b(a)	3,800円
第2号ア(ウ)b(b)	5,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	[略]
	6,900円	
	10,800円	
	3,800円	
	5,000円	

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	[略]
	6,900円	
	10,800円	
	3,800円	
	5,000円	

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	[略]
第2号ア(ウ)a(a)	6,900円	
第2号ア(ウ)a(b)	10,800円	
第2号ア(ウ)b(a)	3,800円	
第2号ア(ウ)b(b)	5,000円	

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	[略]
第2号ア(ウ)a(a)	6,900円	
第2号ア(ウ)a(b)	10,800円	
第2号ア(ウ)b(a)	3,800円	
第2号ア(ウ)b(b)	5,000円	

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に

車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	[略]
	6,900円	
	10,800円	
	3,800円	
	5,000円	

限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	[略]
第2号ア(ウ)a(a)	6,900円	
第2号ア(ウ)a(b)	10,800円	
第2号ア(ウ)b(a)	3,800円	
第2号ア(ウ)b(b)	5,000円	

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条の2 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)  
第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第15条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第3

4条の9第1項並びに付則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第15条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第10項(同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項(同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項(同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 付則第1条の5の規定の適用につい

では、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第15条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)については、第33条第3項及び第4項の規定は、適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについ

てやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第15条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第15条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第14項(同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。)に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

	<p>(4) 付則第1条の5の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第15条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p><u>第15条の2 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から<u>同法</u>第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納稅義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</u></p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第15条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第</p> <p>(4) 付則第1条の5の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第15条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p><u>第15条の3 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から<u>租税条約等実施特例法</u>第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納稅義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第15条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第3条第1項、第</p>
--	--

3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第15条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 付則第1条の5の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第15条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第1

3条の3第1項及び第3条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第15条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 付則第1条の5の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第15条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第1

2項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

## 4 [略]

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第15条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の2第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の2第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7

2項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

## 4 [略]

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第15条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第3条第1項、3条の3第1項及び3条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第3条第1項、3条の3第1項及び3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7

第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の2第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「付則第15条の2第4項」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第15条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額」とする。

(4) 付則第1条の5の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第15条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の2第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは付則第15条の2第3項に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」といふ。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に

第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第15条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 付則第1条の5の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第15条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは付則第15条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」といふ。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に

係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

#### 備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。
- 5 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。

#### (那覇市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 那覇市税条例等の一部を改正する条例(平成26年那覇市条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>付 則</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例付則第12条の規定の適用については、次の表の左欄に掲</p>	<p>付 則</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る那覇市税条例第82条及び付則第12条の規定の適用については、次の表の左欄に掲</p>

げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 [表 別記]	げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 [表 別記]
<b>備考</b>	
1 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	
2 前条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。	
3 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	
4 前条の表備考5の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

[付則第6条の表]

<u>新条例第82条第2号ア</u>	3,900円	[略]
	6,900円	
	10,800円	
	3,800円	
	5,000円	
<u>新条例付則第12条の表以外の部分</u>	第82条	
<u>新条例付則第12条の表第82条第2号アの項</u>	<u>第82条第2号ア</u>	平成26年改正条例付則第6条の規定により読み替えて適用される <u>第82条第2号ア</u>
	3,900円	[略]
	6,900円	[略]
	10,800円	[略]
	3,800円	[略]
	5,000円	[略]

[改正後 別記]

[付則第6条の表]

<u>第82条第2号ア(イ)</u>	3,900円	[略]
<u>第82条第2号ア(ウ)a(a)</u>	6,900円	
<u>第82条第2号ア(ウ)a(b)</u>	10,800円	
<u>第82条第2号ア(ウ)b(a)</u>	3,800円	
<u>第82条第2号ア(ウ)b(b)</u>	5,000円	
<u>付則第12条第1項</u>	第82条	
<u>付則第12条第1項の表第2号ア(イ)の項</u>	<u>第2号ア(イ)</u>	平成26年改正条例付則第6条の規定により読み替えて適用される <u>第82条第2号ア(イ)</u>
	3,900円	[略]
<u>付則第12条第1項の表第2号ア(ウ)a(a)の項</u>	<u>第2号ア(ウ)a(a)</u>	平成26年改正条例付則第6条の規定により読み替えて適用される <u>第82条第2号ア(ウ)a(a)</u>
	6,900円	[略]

付則第12条第1項の表第2号ア(ウ)a(b)の項	第2号ア(ウ)a(b)	平成26年改正条例付則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)a(b)
	10,800円	[略]
付則第12条第1項の表第2号ア(ウ)b(a)の項	第2号ア(ウ)b(a)	平成26年改正条例付則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)b(a)
	3,800円	[略]
付則第12条第1項の表第2号ア(ウ)b(b)の項	第2号ア(ウ)b(b)	平成26年改正条例付則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)b(b)
	5,000円	[略]

## (那覇市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 那覇市税条例の一部を改正する条例(平成27年那覇市条例第59号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 (市たばこ税に関する経過措置) 第6条 [略] 2~6 [略] 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、 <u>新条例</u> 第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる <u>新条例</u> の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	付 則 (市たばこ税に関する経過措置) 第6条 [略] 2~6 [略] 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、 <u>那覇市税条例</u> 第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる <u>同条例</u> の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
[略]	[略]
第19条 第3号 <u>第48条第1項の申告書</u> <u>(法第321条の8第22項</u> <u>及び第23項の申告書</u> <u>を除く。)、第98条第1</u> <u>項若しくは第2項の申</u> <u>告書、第119条第1項の</u> <u>申告書又は第129条第</u> <u>1項若しくは第2項の</u> <u>申告書でその提出期</u> <u>限</u>	第19条 第3号 <u>第98条第1項若しくは</u> <u>第2項の申告書、第11</u> <u>9条第1項の申告書又</u> <u>は第129条第1項若し</u> <u>くは第2項の申告書で</u> <u>その提出期限</u>
[略]	[略]
8~14 [略]	8~14 [略]
備考 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則  
(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中那覇市税条例第82条及び付則第12条の改正規定、第2条並びに付則第4条の規定 平成29年4月1日
- (2) 第1条中那覇市税条例付則第2条の改正規定及び次条第2項の規定 平成30年1月1日  
(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の那覇市税条例(以下「新条例」という。)第43条第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第43条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

- 2 新条例付則第2条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 3 新条例第48条第5項及び第50条第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。
- 4 新条例付則第15条の2の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例付則第6条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得され、又は改良される地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条第29項に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 2 新条例付則第6条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例付則第6条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例付則第6条の2第11項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例付則第6条の2第12項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例付則第6条の2第13項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例付則第6条の2第17項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則

第15条第42項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条及び付則第12条の規定は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

---

那覇市条例第49号  
平成28年12月28日

那覇市立学校設置条例及び那覇市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城間幹子

那霸市立学校設置条例及び那霸市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する  
条例

(那霸市立学校設置条例の一部改正)

第1条 那霸市立学校設置条例(昭和47年那霸市条例第58号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	

[改正前 別記]

別表第1(第2条関係)

幼稚園の名称	位置
[略]	
那霸市立天妃幼稚園	[略]
那霸市立開南幼稚園	那霸市泉崎1丁目1番5号
那霸市立垣花幼稚園	[略]
[略]	
那霸市立大名幼稚園	[略]
那霸市立石嶺幼稚園	那霸市首里石嶺町4丁目360番地8
那霸市立仲井真幼稚園	[略]
那霸市立金城幼稚園	那霸市金城4丁目3番地1
那霸市立曙幼稚園	那霸市曙2丁目18番2号
那霸市立小禄南幼稚園	[略]
那霸市立真地幼稚園	那霸市宇真地313番地
那霸市立天久幼稚園	[略]
[略]	

[改正後 別記]

別表第1(第2条関係)

幼稚園の名称	位置
[略]	
那霸市立天妃幼稚園	[略]
那霸市立垣花幼稚園	[略]
[略]	
那霸市立大名幼稚園	[略]
那霸市立仲井真幼稚園	[略]
那霸市立小禄南幼稚園	[略]
那霸市立天久幼稚園	[略]
[略]	

(那覇市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正)

第2条 那覇市立幼保連携型認定こども園条例(平成27年那覇市条例第50号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 こども園の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>那覇市立大道 こども園</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	名称	位置	那覇市立大道 こども園	[略]	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 [略]</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>那覇市立大道 こども園</td><td>[略]</td></tr><tr><td>那覇市立開南 こども園</td><td>那覇市泉崎1丁目1番5号</td></tr><tr><td>那覇市立石嶺 こども園</td><td>那覇市首里石嶺町4丁目 360番地8</td></tr></tbody></table>	名称	位置	那覇市立大道 こども園	[略]	那覇市立開南 こども園	那覇市泉崎1丁目1番5号	那覇市立石嶺 こども園	那覇市首里石嶺町4丁目 360番地8
名称	位置												
那覇市立大道 こども園	[略]												
名称	位置												
那覇市立大道 こども園	[略]												
那覇市立開南 こども園	那覇市泉崎1丁目1番5号												
那覇市立石嶺 こども園	那覇市首里石嶺町4丁目 360番地8												

備考 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。

#### 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。  
(準備行為)
- 2 那覇市立幼保連携型認定こども園条例第5条第2項の利用承諾その他のこの条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

那覇市条例第50号  
平成28年12月28日

那覇市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城間幹子

## 那霸市下水道条例の一部を改正する条例

那霸市下水道条例(1969年那霸市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章 [略](第1条～第3条)	第1章 [略](第1条～第3条)
第2章 [略](第4条～第9条)	第2章 [略](第4条～第9条)
第3章 [略](第10条～第20条)	第3章 [略](第10条～第20条)
第4章 [略](第21条～第41条)	第4章 [略](第21条～第41条)
第5章 [略]	第5章 [略]
第6章 [略](第44条～第49条)	第6章 [略](第44条～第49条)
第7章 [略](第50条～第52条)	第7章 [略](第50条～第53条)
第8章 [略](第53条～第55条)	第8章 [略](第54条～第56条)
付則	付則
(指定工事店の指定)	(指定工事店の指定)
第11条 指定工事店は、次に掲げる要件を備えている者のうちから管理者が指定する。	第11条 [略]
(1)～(4) [略]	(1)～(4) [略]
(5) 指定工事店の事業主が責任技術者である場合において、この者が法第5章の規定により懲役若しくは罰金刑に処せられ、又は <u>第53条</u> の規定により過料の処分を受けたときは、その刑の執行が終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又は過料の処分を受けた日から2年を経過していること。	(5) 指定工事店の事業主が責任技術者である場合において、この者が法第5章の規定により懲役若しくは罰金刑に処せられ、又は <u>第54条</u> の規定により過料の処分を受けたときは、その刑の執行が終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又は過料の処分を受けた日から2年を経過していること。
(6)～(7) [略]	(6)～(7) [略]
(使用料の徴収)	(使用料の徴収)
第33条 公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。	第33条 公共下水道の使用について、使用者から使用料を <u>毎月徴収</u> する。 <u>ただし、管理者が必要と認めたときは、複数月分を一括徴収</u> することができる。
<u>2 使用料の徴収、督促状の発送及び督促手数料の徴収並びに延滞金の徴収については、本市の水道料金の徴収の例による。</u> <u>この場合において、発送される督促状が</u>	<u>2 前項の規定にかかわらず、公共下水道の使用を休止し、又は廃止した場合の使用料は、その都度徴収する。</u>

水道料金の督促状を兼ねているときは、督促手数料を徴収しない。

(督促手数料及び延滞金)

第51条 管理者は、第33条の使用料を納付期限までに完納しない者(以下この条において「滞納者」という。)があるときは、納付期限後10日以内に期限を指定して督促状を発しなければならない。

2 管理者は、前項の督促状を発した場合においては、督促状1通につき100円の督促手数料を徴収する。

3 管理者は、滞納者が第1項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該納付すべき金額に当該指定された期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントを乗じて得た額に相当する額の延滞金を徴収する。

(使用料等の減免)

第51条 次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、この条例に定める使用料又は占用料を減免することができる。

(1)～(5) [略]

2～4 [略]

第52条 [略]

(罰則)

第53条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

(1)～(8) [略]

第54条 偽りその他不正な手段により使用料又は占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第55条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前2条の違反

第52条 次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、この条例に定める使用料、督促手数料、延滞金又は占用料を減免することができる。

(1)～(5) [略]

2～4 [略]

第53条 [略]

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1)～(8) [略]

第55条 偽りその他不正な手段により使用料又は占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

第56条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違

行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の過料を科する。

#### 付 則

この条例の施行期日は、別に規則で定める。

反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。

#### 付 則

##### (施行期日)

1 この条例の施行期日は、別に規則で定める。

##### (延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第51条第3項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

#### 備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合は、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合は、当該改正部分を削る。

#### 付 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正前の那覇市下水道条例第33条第2項の規定により施行日の前日までに発した督促状に係る督促手数料及び延滞金については、なお従前の例による。
- 3 施行日前にした行為に対する過料に係る規定の適用については、なお従前の例による。

那覇市条例第51号  
平成28年12月28日

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城間幹子

## 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

証人等の実費弁償に関する条例(1969年那覇市条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(実費弁償)</p> <p>第2条 次に掲げる者に対しては、実費弁償として旅費を支給する。ただし、本市職員がその職務に關係して証人等となった場合には、支給しない。</p> <p>(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第74条の3第3項の規定により出頭した関係人</u></p> <p>(2) <u>地方自治法第100条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人</u></p> <p>(3) <u>地方自治法第109条第5項、第109条の2第5項及び第110条第5項の規定により公聴会に参加した者</u></p> <p>(4) <u>地方自治法第109条第6項、第109条の2第5項及び第110条第5項の規定により出頭した参考人</u></p> <p>(5) <u>地方自治法第199条第8項の規定により出頭した関係人</u></p> <p>(6)～(7) [略]</p> <p>(8) 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)<u>第29条第1項の規定により出頭した農地等の所有者、耕作者その他の関係人</u></p> <p>(9)～(10) [略]</p>	<p>(実費弁償)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第207条に規定する出頭又は参加をした者</u></p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>(4) 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)<u>第35条第1項の規定により出頭した農地等の所有者、耕作者その他の関係人</u></p> <p>(5)～(6) [略]</p>

## 備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。

## 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第52号  
平成28年12月28日

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城間幹子

## 那覇市火災予防条例の一部を改正する条例

那覇市火災予防条例(昭和47年那覇市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第6章の2 [略] 第7章 [略](第57条～第64条) 第8章 [略](第65条・第66条) 付則	目次 第1章～第6章の2 [略] 第7章 [略](第57条～ <u>第65条</u> ) 第8章 [略]( <u>第66条</u> ・ <u>第67条</u> ) 付則 <u>(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)</u> <u>第64条 消防局長は、防火対象物を利用しようとする者の防火に係る安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれらに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。</u> <u>2 消防局長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。</u> <u>3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。</u> 第65条 [略]
第64条 [略] <u>(罰則)</u> 第65条～第66条 [略]	第66条～第67条 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。	

## 付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

那覇市条例第53号  
平成28年12月28日

那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城間幹子

## 那霸市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

那霸市職員退職手当支給条例(昭和47年那霸市条例第69号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(失業者の退職手当) 第14条 [略] 2~4 [略] 5 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、 <u>その者が退職の際勤務していた本市の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</u> (1) [略] (2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間(第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。)を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項前段の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額 6 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、 <u>その者が退職の際勤務していた本市の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</u>	(失業者の退職手当) 第14条 [略] 2~4 [略] 5 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。 (1) [略] (2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間(第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。)を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額 6 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7 [略]

8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(5) [略]

(6) 公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者  
雇用保険法第59条第2項に規定する広域求職活動費の額に相当する金額

9～11 [略]

に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7 [略]

8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(5) [略]

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

9～11 [略]

12 第8項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第8項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

12 偽りその他不正の行為によって第1項、第3項及び第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第10条の4の規定の例による。

13 [略]

13 偽りその他不正の行為によって第1項、第3項、第5項から第8項まで及び前項の規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第10条の4の規定の例による。

14 [略]

#### 備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

#### 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 退職職員(退職した那覇市職員退職手当支給条例第1条の職員をいう。以下同じ。)であって、退職職員が退職の際勤務していた本市の事務を雇用保険法(昭和49年法律第116号)第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の那覇市職員退職手当支給条例(以下「新条例」という。)第14条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における那覇市職員退職手当支給条例第10条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間(平成29年1月1日前の在職期間を有する者にあっては、同日以後の職員としての引き続いた在職期間)」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数(平成29年1月1日前の在職期間を有する者にあっては、同日の属する月から退職した日の属する月までの月数(退職した日が平成29年1月1日前である場合にあっては、零))」とする。
- 3 新条例第14条第8項(第6号に係る部分に限る。)の規定は、退職職員であって求職活動に伴いこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同号に規定する行為(当該行為に関し、この条例による改正前の那覇市職員退職手当支給条例(以下この項及び次項において「旧条例」という。)第14条第8項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。)をしたもの(施行日前1年内に旧条例第14条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であって施行日以後に新条例第14条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。)について適用し、退職職員であって施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 施行日前に旧条例第14条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者(施行日以後に新条例第14条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。)に対する那覇市職員退職手当支給条

例第14条第8項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

---

那覇市条例第54号  
平成28年12月28日

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城間幹子

## 那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険税条例(昭和47年那覇市条例第91号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則	<p>付 則</p> <p><u>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</u></p> <p><u>10 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第21条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</u></p> <p><u>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</u></p> <p><u>11 世帯主又はその世帯に属する被保険者</u></p>

	<p><u>若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第21条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</u></p>
10~12 [略]	12~14 [略]

#### 備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にあら全ての条名等を順次示したものとする。

#### 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。  
(適用区分)

2 改正後の那覇市国民健康保険税条例付則第10項及び第11項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

---

那覇市条例第55号  
平成28年12月28日

那覇市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城間幹子

## 那覇市印鑑条例の一部を改正する条例

那覇市印鑑条例(昭和51年那覇市条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>(自動交付機又は多機能端末機による印鑑登録の証明の申請)</u>	<u>(多機能端末機による印鑑登録の証明の申請)</u>
<u>第17条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、次に掲げるものを使用して、第1号又は第2号に掲げるものにあっては自動交付機(本市が設置する端末機で、自動的に証明書等を交付するものをいう。)に、第3号に掲げるものにあっては多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、自動的に証明書等を交付するものをいう。)に必要な事項を入力することにより、印鑑登録の証明の申請をすることができる。</u>	<u>第17条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カードを使用して、多機能端末機に必要な事項を入力することにより、印鑑登録の証明の申請をすることができる。</u>
<u>(1) 印鑑登録証</u>	<u>2 前項の「個人番号カード」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第17条第1項の個人番号カードで、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第7項の規定により利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。</u>
<u>(2) 那覇市住民基本台帳カード利用条例(平成17年那覇市条例第37号)第1条の住民基本台帳カード</u>	<u>3 第1項の「多機能端末機」とは、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、自動的に証明書等を交付するものをいう。</u>
<u>(3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第17条第1項の個人番号カードで、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第7項の規定により利用者証明用電子証明書が記録されているもの</u>	
<u>(暗証番号の登録)</u>	
<u>第18条 前条の規定により印鑑登録の証明の申請をしようとする者は、あらかじめ自ら市長に暗証番号の登録の申請をしなければならない。</u>	
<u>2 第4条及び第5条の規定は、前項の申請があつたときについて準用する。この場合において、これらの規定中「印鑑登録申</u>	

「請」とあるのは「暗証番号登録申請」と、「印鑑登録申請者」とあるのは「暗証番号登録申請者」と読み替えるものとする。  
(登録暗証番号の変更)

第19条 前条第2項において準用する第5条の規定により暗証番号の登録を受けた印鑑登録者(以下「暗証番号登録者」という。)は、その登録を受けた暗証番号(以下「登録暗証番号」という。)を変更しようとするときは、自ら市長に登録暗証番号の変更の申請をしなければならない。

2 第4条及び第5条の規定は、前項の申請があつたときについて準用する。この場合において、これらの規定中「印鑑登録申請」とあるのは「登録暗証番号変更申請」と、「印鑑登録申請者」とあるのは「登録暗証番号変更申請者」と読み替えるものとする。

(登録暗証番号の廃止)

第20条 暗証番号登録者は、登録暗証番号を廃止しようとするときは、市長に登録暗証番号の廃止の申請をしなければならない。

2 第14条の規定は、暗証番号登録者が自ら前項に規定する申請をすることができないときについて準用する。

第21条 [略]

(関係人に対する質問)

第22条 印鑑の登録及び証明並びに暗証番号の登録に関する事務に従事する職員は、印鑑の登録及び証明並びに暗証番号の登録の確実性を確保するため、必要な範囲において関係人に対して質問し、又は文書若しくは印鑑の提示を求めることができる。

2 [略]

(閲覧の禁止)

第23条 印鑑登録原票その他印鑑の登録及び証明並びに暗証番号の登録に関する書類は、閲覧に供しないものとする。

第24条 [略]

第18条 [略]

(関係人に対する質問)

第19条 印鑑の登録及び証明に関する事務に従事する職員は、印鑑の登録及び証明の確実性を確保するため、必要な範囲において関係人に対して質問し、又は文書若しくは印鑑の提示を求めることができる。

2 [略]

(閲覧の禁止)

第20条 印鑑登録原票その他印鑑の登録及び証明に関する書類は、閲覧に供しないものとする。

第21条 [略]

**備考**

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

**付 則**

この条例は、平成28年12月29日から施行する。

---

那覇市条例第56号  
平成28年12月28日

那覇市水道給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城間幹子

## 那覇市水道給水条例の一部を改正する条例

那覇市水道給水条例(平成9年那覇市条例第37号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章 [略] (第1条～第4条)	第1章 [略] (第1条～第4条)
第2章 [略] (第5条～第11条)	第2章 [略] (第5条～第11条)
第3章 [略] (第12条～第21条)	第3章 [略] (第12条～第21条)
第4章 料金、加入金及び手数料 (第22条～第31条)	第4章 料金、加入金、手数料等 (第22条～第33条)
第5章 [略] (第32条～第38条)	第5章 [略] (第34条～第37条)
第6章 [略] (第39条・第40条)	第6章 [略] (第38条・第39条)
第7章 [略] (第41条)	第7章 [略] (第40条)
付則	付則
(手数料)	(手数料)
第30条 手数料は、次に定めるとおりとし、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認める場合は、申込み後これを徴収することができる。	第30条 [略]
(1)～(4) [略]	(1)～(4) [略]
(5) 第33条第2項ただし書の確認手数料 工事検査手数料の額に相当する額	(5) 第35条第2項ただし書の規定による確認に係る手数料 工事検査手数料の額に相当する額  (督促手数料、遅延損害金及び滞滯金)
	第31条 管理者は、料金又は前条の手数料を納付期限までに完納しない者(以下この条において「滞納者」という。)があるときは、納付期限後10日以内に期限を指定して督促状を発しなければならない。
	2 管理者は、前項の督促状(前条の手数料に係るものに限る。)を発した場合においては、督促状1通につき100円の督促手数料を徴収する。
	3 管理者は、滞納者が第1項の規定により指定された期限までにその納付すべき金

額を納付しないときは、当該納付すべき金額に当該指定された期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に掲げるものを徴収する。

(1) 料金 民法(明治29年法律第89号)

第404条に規定する利率を乗じて得た額に相当する額の遅延損害金

(2) 前条の手数料 年14.6パーセント

を乗じて得た額に相当する額の延滞金

(料金等の減免)

第31条 管理者は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、加入金、手数料、延滞金その他の費用を減額し、又は免除することができる。

第32条 管理者は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、加入金、手数料、延滞金、遅延損害金その他の費用を減額し、又は免除することができる。

(債権の放棄)

第33条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、料金及び遅延損害金に係る債権を放棄することができる。

(1) 当該債権につき、消滅時効の起算日から5年を経過したとき(債務者が時効を援用しない特別の理由があるものを除く。)。

(2) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける債権及び本市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

(3) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項、会社更生法(平成14年法律第154号)第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。

第32条～第33条 [略]

(督促手数料及び延滞金)

第34条～第35条 [略]

第34条 管理者は、第23条の料金又は第30条の手数料を納付期限までに完納しない者(以下「滞納者」という。)があるときは、納付期限後10日以内に期限を指定して督促状を発しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により督促状を発した場合においては、督促状1通につき100円の督促手数料を徴収する。

3 管理者は、滞納者が第1項の規定により指定された期限(以下「指定納期限」という。)までにその納付すべき金額を納付しないときは、指定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントを乗じて得た額に相当する額の延滞金を徴収する。

(給水の停止)

第35条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道使用者等が、第23条の料金、第30条の手数料又は第32条第3項の検査費若しくは修繕費その他の費用を指定期限内に納付しないとき。

(2) 水道使用者等が、正当な理由がなくて、第24条の使用水量の計量又は第32条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) [略]

第36条 [略]

(過料)

第37条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科すことができる。

(1) 第6条の承認を得ないで、給水装置工事を行った者

(給水の停止)

第36条 [略]

(1) 水道使用者等が、料金、第30条の手数料又は第34条第3項に規定する検査費、修繕費その他の必要な処置に要した費用を指定期限内に納付しないとき。

(2) 水道使用者等が、正当な理由がなくて、第24条第1項若しくは第2項の規定による検針の実施、第34条第1項の規定による検査又は同条第2項の規定による修繕その他必要な処置の実施を拒み、又は妨げたとき。

(3) [略]

第37条 [略]

- (2) 第8条第1項の指定を受けないで給水装置工事を行った者
- (3) 第18条第1項第1号の届出を行わないで水道を使用した者
- (4) 正当な理由がなくメーターを移動し、又は加工した者
- (5) 消火の場合を除くほか、管理者に届け出ないで私設消火栓を使用した者
- (6) 止水栓又は分水栓を許可なく開閉した者
- (7) 前各号に定めるもののほか、市職員の職務の執行を拒み、又は妨げた者  
(料金を免れた者に対する過料)

第38条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第23条の料金又は第30条の手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科することができる。

第39条～第41条 [略]

第38条～第40条 [略]

#### 第8章 罰則

- 第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。
- (1) 第6条の承認を得ないで、給水装置工事を行った者
  - (2) 第8条第1項の指定を受けないで給水装置工事を行った者
  - (3) 第18条第1項第1号の規定による届出を行わないで水道を使用した者
  - (4) 正当な理由がなくメーターを移動し、又は加工した者
  - (5) 消火の場合を除くほか、管理者に届け出ないで私設消火栓を使用した者
  - (6) 止水栓又は分水栓を許可なく開閉した者
  - (7) 詐欺その他不正の行為により料金の徴収を免れた者
  - (8) 前各号に定めるもののほか、市職員の職務の執行を拒み、又は妨げた者

	<p><u>第42条 詐欺その他不正の行為により第30条の手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</u></p>
付 則	付 則
3 当分の間、 <u>第34条第3項</u> に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、 <u>同項</u> の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。	3 当分の間、 <u>第31条第3項第2号</u> に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、 <u>同号</u> の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正後部分に対応する改正部分がない場合は、当該改正後部分を加える。	
3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	
4 改正部分に対応する改正後部分がない場合は、当該改正部分を削る。	

- 付 則  
(施行期日)
- 1 この条例は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。  
(経過措置)
  - 2 改正前の那覇市水道給水条例第34条第1項の規定により施行日の前日までに発した督促状に係る督促手数料及び延滞金については、なお従前の例による。
  - 3 前項の規定にかかわらず、前項の延滞金(水道料金の滞納に係るものに限る。)のうち施行日以後の期間に対応するものについては、改正後の第31条第3項第1号の規定を適用する。
  - 4 施行日前にした行為に対する過料に係る規定の適用については、なお従前の例による。

那覇市条例第57号  
平成28年12月28日

那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城間幹子

那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第51号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第3章 [略]	目次 第1章～第3章 [略] <u>第3章の2 地域密着型通所介護</u> <u>第1節 基本方針(第60条の2)</u> <u>第2節 人員に関する基準(第60条の3・第60条の4)</u> <u>第3節 設備に関する基準(第60条の5)</u> <u>第4節 運営に関する基準(第60条の6—第60条の20)</u> <u>第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u> <u>第1款 この節の趣旨及び基本方針(第60条の21・第60条の22)</u> <u>第2款 人員に関する基準(第60条の23・第60条の24)</u> <u>第3款 設備に関する基準(第60条の25・第60条の26)</u> <u>第4款 運営に関する基準(第60条の27—第60条の38)</u>
第4章～第9章 [略]	第4章～第9章 [略]
付則 (心身の状況等の把握)	付則 (心身の状況等の把握)
第15条 事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議( <u>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準</u> (平成11年厚生省令第38号。以下「 <u>指定居宅介護支援等基準</u> 」といふ。) <u>第13条第9号に規定する</u> サービス担当者会議をいう。以下この章 <u>及び第68条</u> において同じ。)等を通じて、利用者の心身の	第15条 事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議( <u>那覇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例</u> (平成26年那覇市条例第50号。以下「 <u>指定居宅介護支援等基準条例</u> 」といふ。)第15条第9号のサービス担当者会議をいう。以下この章、 <u>第60条の6、第60条の28及び第60</u>

状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(管理者等の責務)

第31条 [略]

2 事業所の管理者は、当該事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 [略]

(管理者等の責務)

第55条 [略]

2 事業所の管理者は、当該事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 [略]

条の29において同じ。)等を通じて、利用者的心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(管理者等の責務)

第31条 [略]

2 事業所の管理者は、当該事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 [略]

(管理者等の責務)

第55条 [略]

2 事業所の管理者は、当該事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 [略]

### 第3章の2 地域密着型通所介護

#### 第1節 基本方針

第60条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護(以下「指定地域密着型通所介護」といふ。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

#### 第2節 人員に関する基準

##### (従業者の員数)

第60条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者(以下「指定地域密着型通所介護事業者」といふ。)が当該事業を行う事業所(以下「指定地域密着型通所介護事業所」といふ。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」といふ。)の員数は、

次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1人以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1人以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして本市が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以

下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあっては1人以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1人以上

2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員(当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1人以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止す

るための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一體的に運営されている場合については、本市の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第60条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### 第3節 設備に関する基準 (設備及び備品等)

第60条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

#### (1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その

合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者が第60条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、本市の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第60条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援

事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。  
(利用料等の受領)

第60条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものとの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定地

域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められる費用

4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第60条の8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業所は、前項の評価について、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。

(2) 指定地域密着型通所介護は、利用者1人1人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送るこ

とができるよう配慮して行うものとする。

(3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する指定地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

(4) 指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを中心とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

#### (地域密着型通所介護計画の作成)

第60条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(管理者の責務)

第60条の11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第60条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この節において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第60条の13 指定地域密着型通所介護事業

者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第60条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第60条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害時の種別に応じた個別具体的な防災計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、常に施設と地域社会との連携が図られ、非常災害時において地域住民の協力が得られる体制づくりに努めなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業所は、非常災害に備えるために、非常用食料等の必

必要な物品の備蓄に努めなければならぬ。

(衛生管理等)

第60条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第60条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者から

の苦情に関して、本市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第60条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならぬ。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、第60条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第60条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提

供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 地域密着型通所介護計画
- (2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) 第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第60条の20 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条及び第54条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第60条の12に規定する運営規程」と、「従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第35条中「従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

#### 第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

##### 第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第60条の21 第1節から第4節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護(指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であつて、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第6

0条の31に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。)の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第60条の22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者(以下「指定療養通所介護事業者」という。)は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者(指定訪問看護事業者又は健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。)等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第60条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所(以下「指定療養通所介護事業所」という。)ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員(以下この節において「療養通所介護従業者」という。)の員数は、利用者の数が1.5人に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1人以上確保されるために必要と認められる数以上

とする。

2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事するものでなければならない。

(管理者)

第60条の24 指定療養通所介護事業者は、  
指定療養通所介護事業所ごとに専らその  
職務に従事する常勤の管理者を置かなければ  
ならない。ただし、指定療養通所介  
護事業所の管理上支障がない場合は、当  
該指定療養通所介護事業所の他の職務に  
従事し、又は同一敷地内にある他の事業  
所、施設等の職務に従事することができる  
ものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看  
護師でなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適  
切な指定療養通所介護を行うために必要  
な知識及び技能を有する者でなければな  
らない。

### 第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第60条の25 指定療養通所介護事業所は、  
その利用定員(当該指定療養通所介護事  
業所において同時に指定療養通所介護の  
提供を受けることができる利用者の数の  
上限をいう。以下この節において同じ。)  
を9人以下とする。

(設備及び備品等)

第60条の26 指定療養通所介護事業所は、  
指定療養通所介護を行うのにふさわしい  
専用の部屋を有するほか、消防設備その  
他の非常災害に際して必要な設備並びに  
指定療養通所介護の提供に必要な設備及  
び備品等を備えなければならない。

2 前項の専用の部屋の面積は、6.4平方メ  
ートルに利用定員を乗じた面積以上とす  
る。

3 第1項の設備は、専ら当該指定療養通所  
介護の事業の用に供するものでなければ

ならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合(指定療養通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

#### 第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第60条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第60条の34に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第60条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第60条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならぬ。

2 第10条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

第60条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との

密接な連携を図り、利用者的心身の状況等の把握に努めなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第60条の29 指定療養通所介護事業者は、

指定療養通所介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第60条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

(2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを中心とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等に

について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。

(5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

(療養通所介護計画の作成)

第60条の31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書(指定居宅サービス等の基準条例第74条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。)が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療

養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(緊急時等の対応)

第60条の32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策(以下この節において「緊急時等の対応策」という。)について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならぬ。

2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。

3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第60条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

第60条の33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第60条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この節において「運営規程」という。)を定めておかなければならぬ。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項

(8) 非常災害対策

(9) その他運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第60条の35 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならぬ。

2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならぬ。

3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならぬ。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第60条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第60条の37 指定療養通所介護事業者は、

従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 療養通所介護計画

(2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録

(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 次条において準用する第29条に規定する本市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第60条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第60条の38 第11条から第14条まで、第17条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第60条の7(第3項第2号を除く。)、第60条の8及び第60条の13から第60条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第35条中「従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第60条の26

(基本方針)

第61条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護(以下「指定認知症対応型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(心身の状況等の把握)

第68条 指定認知症対応型通所介護事業者  
(単独型・併設型事業者及び共用型事業者をいう。以下この節において「通所介護事業者」という。)は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第69条 通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 通所介護事業者は、法定代理受領サービ

第4項」と読み替えるものとする。

(基本方針)

第61条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護(以下「指定認知症対応型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第68条及び第69条 削除

スに該当しない指定認知症対応型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 通所介護事業者は、前2項の支払を受け  
る額のほか、次に掲げる費用の額の支払  
を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の  
実施地域以外の地域に居住する利用者  
に対して行う送迎に要する費用

(2) 通常要する時間を超える指定認知  
症対応型通所介護であって利用者の選  
定に係るもののに供に伴い必要となる  
費用の範囲内において、通常の指定認  
知症対応型通所介護に係る地域密着型  
介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定認  
知症対応型通所介護の提供において提  
供される便宜のうち、日常生活におい  
ても通常必要となるものに係る費用で  
あって、その利用者に負担させること  
が適当と認められる費用

4 通所介護事業者は、前項の費用の額に係  
るサービスの提供に当たっては、あらか  
じめ、利用者又はその家族に対し、当該  
サービスの内容及び費用について説明を  
行い、利用者の同意を得なければならな  
い。

(指定認知症対応型通所介護の基本取扱  
方針)

第70条 [略]

2 通所介護事業者は、自らその提供する指  
定認知症対応型通所介護の質の評価を行  
い、常にその改善を図らなければならな  
い。

(指定認知症対応型通所介護の基本取扱  
方針)

第70条 [略]

2 通所介護事業者(単独型・併設型事業者  
及び共用型事業者をいう。以下この節に  
おいて同じ。)は、自らその提供する指定  
認知症対応型通所介護の質の評価を行  
い、常にその改善を図らなければならな  
い。

3 [略] <u>(管理者の責務)</u> 第73条 通所介護事業所の管理者は、通所介護事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。 2 通所介護事業所の管理者は、当該通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 <u>(勤務体制の確保等)</u> 第75条 通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定認知症対応型通所介護を提供できるよう、通所介護事業所ごとに従業者の勤務体制を定めておかなければならない。 2 通所介護事業者は、通所介護事業所ごとに、当該通所介護事業所の従業者によって指定認知症対応型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 通所介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 <u>(定員の遵守)</u> 第76条 通所介護事業者は、利用定員を超えて指定認知症対応型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他 のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 <u>(非常災害対策)</u> 第77条 通所介護事業者は、非常災害の種別に応じた個別具体的な防災計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。	3 [略] 第73条 削除 第75条から第79条まで 削除
2 通所介護事業者は、常に施設と地域社会	

との連携が図られ、非常非常災害時において地域住民の協力が得られる体制づくりに努めなければならない。

3 通所介護事業者は、非常災害に備えるために、非常用食料等の必要な物品の備蓄に努めなければならない。

(衛生管理等)

第78条 通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 通所介護事業者は、当該通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第79条 通所介護事業者は、認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本市の職員、当該事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し認知症対応型通所介護の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

2 通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 通所介護事業者は、その事業の運営に当

たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、本市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第79条の2 通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 通所介護事業者は、単独型・併設型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第80条 [略]

2 通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての

(記録の整備)

第80条 [略]

2 通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 次条において準用する第60条の18第2項に規定する事故の状況及び事故

## 記録

## (準用)

第81条 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条及び第54条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第74条に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

## (従業者の員数等)

第83条 [略]

2~5 [略]

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該従業者は、同表の中欄に掲げる当該施設等の職務に従事することができる。

[略]

当該居宅 介護事業 所の同一 敷地内 に、中欄	前項中欄に掲げる施 設等、指定居宅サービ スの事業を行う事業 所、指定定期巡回・隨 時対応型訪問介護看	[略]
-------------------------------------	---	-----

## に際して採った処置についての記録

(6) 次条において準用する第60条の17  
第2項に規定する報告、評価、要望、助  
言等の記録

## (準用)

第81条 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第54条、第60条の6、第60条の7、第60条の11及び第60条の13から第60条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第74条に規定する重要事項に関する規程」と、「従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第35条中「従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護に知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第64条第4項」と読み替えるものとする。

## (従業者の員数等)

第83条 [略]

2~5 [略]

6 [略]

[略]

当該居宅 介護事業 所の同一 敷地内 に、中欄	前項中欄に掲げる施 設等、指定居宅サービ スの事業を行う事業 所、指定定期巡回・隨 時対応型訪問介護看	[略]
-------------------------------------	---	-----

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">に掲げる 施設等の いずれか がある場 合</td><td style="width: 85%;">護事業所、指定認知症 対応型通所介護事業 所、指定介護老人福祉 施設又は介護老人保 健施設</td></tr> </table> <p>7~13 [略]  <u>(地域との連携等)</u></p> <p><u>第106条 居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本市の職員、当該事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。</u></p> <p>2 居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>3 居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>4 居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、本市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>5 居宅介護事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対し</p>	に掲げる 施設等の いずれか がある場 合	護事業所、指定認知症 対応型通所介護事業 所、指定介護老人福祉 施設又は介護老人保 健施設	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">に掲げる 施設等の いずれか がある場 合</td><td style="width: 85%;">護事業所、指定地域密 着型通所介護事業所、 指定認知症対応型通 所介護事業所、指定介 護老人福祉施設又は 介護老人保健施設</td></tr> </table> <p>7~13 [略]</p> <p><u>第106条 削除</u></p>	に掲げる 施設等の いずれか がある場 合	護事業所、指定地域密 着型通所介護事業所、 指定認知症対応型通 所介護事業所、指定介 護老人福祉施設又は 介護老人保健施設
に掲げる 施設等の いずれか がある場 合	護事業所、指定認知症 対応型通所介護事業 所、指定介護老人福祉 施設又は介護老人保 健施設				
に掲げる 施設等の いずれか がある場 合	護事業所、指定地域密 着型通所介護事業所、 指定認知症対応型通 所介護事業所、指定介 護老人福祉施設又は 介護老人保健施設				

て指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。

(記録の整備)

第108条 [略]

2 居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(7) [略]

(8) 第106条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第109条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第73条、第75条及び第78条の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第101条に規定する重要事項に関する規程」と、第73条第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第128条 [略]

(記録の整備)

第108条 [略]

2 [略]

(1)～(7) [略]

(8) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第109条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第60条の11、第60条の13、第60条の16及び第60条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第101条に規定する重要事項に関する規程」と、「従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第35条中「従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護に知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第128条 [略]

2 共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(6) [略]

(7) 第106条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録  
(準用)

第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第37条まで、第39条、第41条、第42条、第73条、第78条、第100条、第103条、第105条及び第106条第1項から第4項までの規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、第73条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第149条 [略]

2 特定施設事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(7) [略]

(8) 次条において準用する第106条第2項に規定する報告、評価、要望、助言

2 [略]

(1)～(6) [略]

(7) 第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録  
(準用)

第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第37条まで、第39条、第41条、第42条、第60条の11、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで、第100条、第103条及び第105条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、「従業者」とあるのは「介護従業者」と、第35条中「従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護に知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第100条中「従業者」とあるのは「介護従業者」と、第103条中「居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第149条 [略]

2 [略]

(1)～(7) [略]

(8) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言

等の記録 (準用)	言等の記録 (準用)
第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、 <u>第73条、第77条、第78条、第100条及び第106条第1項から第4項までの規定</u> は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、 <u>第73条第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。 (従業員の員数)</u>	第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、 <u>第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで及び第100条</u> の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、 <u>第35条中「従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。 (従業員の員数)</u>
第152条 [略]	第152条 [略]
2~12 [略]	2~12 [略]
13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第100条第1項の指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項の指定介護予防通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは予防基準条例第6条第1項の併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かぬことができる。	13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第100条第1項の指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項の指定介護予防通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、 <u>指定地域密着型通所介護事業所</u> 又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは予防基準条例第6条第1項の併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かぬことができる。
14~17 [略] (記録の整備)	14~17 [略] (記録の整備)

## 第177条 [略]

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(6) [略]

(7) 次条において準用する第106条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第178条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条、第37条、第39条、第42条、第73条、第77条及び第106条第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第169条に規定する重要事項に関する規程」と、第14条第1項中「指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、第73条第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

(準用)

第190条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条、第37条、第39条、第42条、第73条、第77条、第106条第1項から第4項まで、第154条から第156条まで、第159条、第162条、第164条から第168条まで及び第172条から第177条までの規定は、ユニット型指定地域密着

## 第177条 [略]

2 [略]

(1)～(6) [略]

(7) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第178条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条、第37条、第39条、第42条、第60条の11、第60条の15及び第60条17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第169条に規定する重要事項に関する規程」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(準用)

第190条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条、第37条、第39条、第42条、第60条の11、第60条の15、第60条17第1項から第4項まで、第154条から第156条まで、第159条、第162条、第164条から第168条まで及び第172条から第177条までの規定は、ユニット型指定

型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第187条に規定する重要事項に関する規程」と、第14条第1項中「指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第73条第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と、第168条中「第159条」とあるのは「第190条において準用する第159条」と、同条第5号中「第158条第5項」とあるのは「第183条第7項」と、同条第6号中「第178条」とあるのは「第190条」と、同条第7号中「第176条第3項」とあるのは「第190条において準用する第176条第3項」と、第177条第2項第2号中「第156条第2項」とあるのは「第190条において準用する第156条第2項」と、同項第3号中「第158条第5項」とあるのは「第183条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第190条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第190条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

## (記録の整備)

第202条 [略]

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(9) [略]

地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第187条に規定する重要事項に関する規程」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第168条中「第159条」とあるのは「第190条において準用する第159条」と、同条第5号中「第158条第5項」とあるのは「第183条第7項」と、同条第6号中「第178条」とあるのは「第190条」と、同条第7号中「第176条第3項」とあるのは「第190条において準用する第176条第3項」と、第177条第2項第2号中「第156条第2項」とあるのは「第190条において準用する第156条第2項」と、同項第3号中「第158条第5項」とあるのは「第183条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第190条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第190条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

## (記録の整備)

第202条 [略]

2 [略]

(1)～(9) [略]

(10) 次条において準用する第106条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第203条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第73条、第75条、第78条、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条及び第101条から第107条までの規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第203条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、第107条中「第83条第6項の表の中欄」とあるのは「第192条第7項各号」と読み替えるものとする。

(10) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第203条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条まで及び第107条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第203条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、「従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第35条中「従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第90条及び第98条中「従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項の表の中欄」とあるのは「第192条第7項各号」と読み替えるものとする。

#### 備考

- 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

-----  
那覇市条例第58号

平成28年12月28日

那覇市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城間幹子

## 那霸市手数料条例の一部を改正する条例

那霸市手数料条例(平成24年那霸市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記] [別表第4 別記]	[別表第1 別記] [別表第4 別記]
備考	<p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>4 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。</p> <p>5 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にあら全ての条名等を順次示したものとする。</p>

## 付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1第3項、第5項及び第8項の改正規定 平成28年12月29日
- (2) 別表第1第6項の改正規定 平成29年2月1日
- (3) 別表第4第7項の改正規定 平成29年4月1日

## [改正前 別記]

別表第1(第2条関係)

1~2 [略]

3 地方税法(昭和25年法律第226号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)~(2) [略]			
(3)	法第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付	固定資産証明書交付手数料	土地及び家屋 1枚につき300円(自動交付機(本市が設置する端末機で、自動的に証明書等を交付するものをいう。以下同じ。)又は多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、自動的に証明書等を交付するものをいう。以下同じ。)による交付にあっては、2

		00円)
		償却資産 1枚につき300円

4 [略]

5 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下この項において「法」という。)及び行政  
続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第  
号。以下この項において「番号法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	[略]		
(2)	法第12条第1項、第12条の2第1項又は第12条の3第1項、第2項若しくは第8項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書交付手 事項証明書の交付	住民票の写し又は住民票記載事項証明書交付手 数料	1通につき300円(自動交付機又は多機能端末機による交付にあっては、200円)
(3)～(6)	[略]		

6 介護保険法(平成9年法律第123号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)～(17)	[略]		
(18)	健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号) 附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の <u>介護保険法</u> 第107条の2第1項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請に対する審査	[略]	

7 [略]

8 その他の事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)～(2)	[略]		
(3)	印鑑登録証明書の交付	印鑑登録証明書 交付手数料	1枚につき300円(自動交付機又は多機能端末機による交付にあっては、200円)
(4)	なは市民カードの交付	なは市民カード の交付手数料	1件につき300円
(5)	所得及びその課税に関する証明書の交付	所得及びその課 税に関する証明 書交付手数料	1枚につき300円(自動交付機又は多機能端末機による交付にあっては、200円)
(6)～(9)	[略]		

[改正後 別記]

別表第1(第2条関係)

1～2 [略]

3 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)～(2) [略]			
(3)	法第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付	[略]	土地及び家屋 1枚につき300円(多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、自動的に証明書等を交付するものをいう。以下同じ。)による交付にあっては、200円) 償却資産 1枚につき300円

4 [略]

5 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1) [略]			
(2)	法第12条第1項、第12条の2第1項又は第12条の3第1項、第2項若しくは第8項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付	[略]	1通につき300円(多機能端末機による交付にあっては、200円)
(3)～(6) [略]			

6 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)～(17) [略]			
(18)	法第115条の45の5第1項の規定による第1号事業を行う者の指定の申請に対する審査	第1号事業者指定申請手数料	1件につき5,000円
(19)	法第115条の45の6第1項の規定による第1号事業を行う者の指定の更新の申請に対する審査	第1号事業者指定更新申請手数料	1件につき3,000円
(20)	健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第107条の2第1項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請に対する審査	[略]	

7 [略]

8 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)～(2) [略]			
(3)	印鑑登録証明書の交付	[略]	1枚につき300円(多機能端末機による交付にあっては、200円)

(4)	所得及びその課税に関する証明書の交付	[略]	1枚につき300円(多機能端末機による交付にあっては、200円)
(5)～(8) [略]			

[改正前 別記]

別表第4(第2条関係)

1～6 [略]

7 その他の事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)～(3)	[略]		

[改正後 別記]

別表第4(第2条関係)

1～6 [略]

7 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)～(3) [略]			
(4)	国土調査法(昭和26年法律第180号) 第21条第2項に規定する地籍調査の成果等の閲覧	地籍調査の成果等の閲覧手数料	次に掲げる成果等1件につき、それぞれ 200円 ア 地籍図 イ 地籍簿 ウ 座標法面積計算書 エ 地籍図根多角点網図 オ 地籍図根多角点成果簿 カ 地籍細部図根点成果簿
(5)	国土調査法第21条第2項に規定する地籍調査の成果等の写しの交付	地籍調査の成果等の写しの交付手数料	次に掲げる成果等の写し1件につき、それぞれ300円 ア 地籍図 イ 地籍簿 ウ 座標法面積計算書 エ 地籍図根多角点網図 オ 地籍図根多角点成果簿 カ 地籍細部図根点成果簿

那覇市条例第59号  
平成28年12月28日

那覇市住民基本台帳カード利用条例を廃止する条例をここに公布する。

那覇市長 城間幹子

那覇市住民基本台帳カード利用条例を廃止する条例

那覇市住民基本台帳カード利用条例(平成17年那覇市条例第37号)は、廃止する。

付 則

この条例は、平成28年12月29日から施行する。